

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年1月まで

私は、昭和46年ころまでは国民年金に加入していなかったが、妻の強い勧めがあって、国民年金に加入することとした。ちょうど、過去のすべての未納期間の保険料を納付できる時期であったので、妻が社会保険事務所(当時)へ出向いて、7万円程度の保険料をまとめて納付した。

昭和36年4月以降の未納期間について、保険料を納付したのに、申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第1回特例納付実施期間中の、昭和47年ころに国民年金に加入し、36年4月以降の保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は47年5月ころ払い出され、36年4月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間直前の昭和36年4月から37年4月までの期間は、厚生年金保険被保険者であったものの、被保険者台帳からほぼ同期間を特例納付により納付されていることが確認でき、特例納付が行われた時点では、申立人が加入手続をした町及び社会保険事務所は申立人に係る厚生年金保険被保険者記録を確認していなかったものと考えられ、申立期間についても被用者年金等への加入状況を確認した形跡はないことから、厚生年金保険被保険者であった期間の保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に加入後は、60歳に到達するまで国民年金の未納期間は無い上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和36年4月から60歳に到達するまでの全期間の保険料を納付しており、保険料

の納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年12月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年6月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月27日から21年8月1日まで

私は、昭和20年12月ごろに、A社に入社後、同社C課に在籍しモーターの点検作業に従事していた。同社では見習い期間などは無く、約半年間継続して勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職者に係る人事記録によると、申立人が、昭和20年12月27日から21年6月10日までの期間において、同社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間における同僚二人は、「A社では、入社時から強制的に厚生年金保険に加入することになっていた。」旨供述している上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び前述の人事記録によると、昭和20年12月に同被保険者資格を取得したことが確認できる申立人と同年代の同僚34人のうち、当該人事記録で入社日が確認できる29人は、全員が入社日と同被保険者資格取得日が一致していること、及び当該29人のうち、同資格喪失日が退社日と相違している記録となっている同僚は1人だけであることから、同社は、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和20年12月27日から21年6月

11日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、現存するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿は、破損及びインクの劣化等により氏名等を判読できない記録が多数見られる上、資格取得日が相当期間離れている被保険者が同一のページに記載され、これらの被保険者に対し厚生年金保険被保険者記号番号が同時期に連番で払い出されているなど、資格取得日と同記号番号の払出時期が整合していないページが多数存在している。

また、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、記載された時期は不明であるが、厚生年金保険被保険者名簿が焼失した旨の記載があること、及び「一部照合済」の記載があることから判断すると、現存するA社に係る同被保険者名簿及び同被保険者台帳は、従前のものが焼失等したことにより復元されたものであると推認できるが、完全に復元されているものとは考え難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失等した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年12月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年6月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、昭和20年12月27日から21年6月11日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和21年6月11日から同年8月1日までの期間

については、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年12月1日から29年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（商号変更後は、B社。現在は、C社）D支店における資格取得日に係る記録を28年12月1日に、資格喪失日に係る記録を29年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和28年12月1日から29年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和29年3月1日から同年4月1日までの期間及び38年11月11日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社E支店における資格取得日に係る記録を29年3月1日に、B社F支店における資格取得日に係る記録を38年11月11日に訂正し、29年3月の標準報酬月額を5,000円、38年11月の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和29年3月1日から同年4月1日までの期間及び38年11月11日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月1日から29年3月1日まで
② 昭和29年3月1日から同年4月1日まで
③ 昭和38年11月11日から同年12月1日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録を確認した際、A社D支店、同社E支店及び商号変更後のB社F支店に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらったが、私は、昭和28年9月1日にA社E支店に入社以来、何度も転勤はあったものの、平成4年3月31日にB社を退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険被保険者であったので年金記録

を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社における従業員名簿及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和28年12月1日に同社E支店から同社D支店に異動、29年3月1日に同社D支店から同社E支店に異動、38年11月11日に商号変更後のB社G支店から同社F支店に異動）、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における昭和28年11月の社会保険事務所の記録から4,000円、申立期間②の標準報酬月額については、同社E支店における29年4月の社会保険事務所の記録から5,000円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社F支店における38年12月の社会保険事務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明である旨供述しているが、申立期間のA社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号の欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年12月から29年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は前述のとおり不明である旨供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 53 年 5 月 1 日まで

ねんきん特別便に記載されているA社での厚生年金保険の加入記録が、私
が実際に勤務した期間と相違があることが分かった。同社には正社員として
勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の加
入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社での業務日誌と思われる資料、同社の事業主から
の回答及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社におい
て勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の複数の同僚は、「同社において、厚生年金保険に加入
させない試用期間があった。」旨供述しており、そのうちの一人は、「同社の
厚生年金保険への加入の取扱いは、人物や入社時期などによって様々であり、
数か月間加入を見合わせることもあったと思う。」と供述している上、同社の
事業主は、「当社では、入社した従業員に1、2か月の試用期間を設け、その
後も引き続き勤務する者については厚生年金保険に加入させる取扱いをして
いたが、申立人は、臨時従業員としての一時的な雇用を希望するとともに、社
会保険にも加入しないことを希望したため、試用期間後も厚生年金保険への加
入の手続を行わなかったものと思われる。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和 53 年 5 月
1 日に健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっているところ、
同社において、申立人と同日付けで資格取得している複数の従業員の入社
日がそれぞれ異なっていることから、同社は、入社時期が異なる複数の従業員
を同一日に資格取得したのものとして社会保険事務所(当時)に届出を行ってい

たことがうかがえる。

さらに、A社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書」の資格取得年月日は、申立人のオンライン記録上の資格取得年月日と一致していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険整理番号までの間に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。